

千葉県飲酒運転根絶条例※ が改正されました!

令和5年
6月28日施行

※千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

運転手の方へ➡

通勤中の飲酒運転は
勤務先に通知されます



飲食店の方へ➡

飲酒運転防止措置を
講じない飲食店営業者に
罰則等を制定しました

**飲酒運転は大切な人の未来を奪う
重大な犯罪です**

千葉県・千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の概要

条例の主なポイント

●県民の役割

●飲酒運転をしない。

- ◎飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めるように努める。
- ◎家庭・職場・地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組に努める。
- ◎飲酒運転をしている人を発見した場合は、警察官への通報に努める。



●事業者の役割等

- ◎すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- ◎従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。
- ◎国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

改正後〔追加された内容〕

従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合

勤務先に違反した事実を通知
通知を受けた事業者は、アルコールチェックや教育・指導等を実施しなければならない。

酒類を提供し、その客が飲酒運転で検挙された場合

飲食店営業者に違反した事実を通知
通知を受けた飲食店営業者は、飲酒運転防止措置を講じなければならない。
県からの飲酒運転防止措置に関する指示に従わないとき、店名等の公表、指示書の店内掲示命令
指示書を掲示しない場合、5万円以下の過料



飲食店営業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



酒類小売業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 酒類購入者の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



タクシー事業者・運転代行業者

- 事業を利用することが飲酒運転の防止に資することの広報に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



駐車場所有者等

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。



イベント等主催者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発等に努める。

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない！